政令第６条

法第２条第10項の政令で定めるものは、これに含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）で定める独立行政法人等及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）で定める地方独立行政法人を除いた者をいう。

「匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」とは、特定の匿名加工情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、匿名加工情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の匿名加工情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の匿名加工情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても匿名加工情報データベース等を事業の用に供している場合は匿名加工情報取扱事業者に該当する。

３　匿名加工情報取扱事業者等の義務

３－１　匿名加工情報の取扱いに係る義務の考え方

法第４章第２節においては、匿名加工情報を作成する個人情報取扱事業者及び匿名加工情報データベース等を事業の用に供している匿名加工情報取扱事業者が、匿名加工情報を取り扱う場合等に遵守すべき義務を規定している。

【匿名加工情報を作成する個人情報取扱事業者が遵守する義務等】

⑴　匿名加工情報を作成するときは、適正な加工を行わなければならない。（法第36条第１項）＜３－２（匿名加工情報の適正な加工）参照＞

⑵　匿名加工情報を作成したときは、加工方法等の情報の安全管理措置を講じなければならない。（法第36条第２項）＜３－３（匿名加工情報等の安全管理措置等）参照＞

⑶　匿名加工情報を作成したときは、当該情報に含まれる情報の項目を公表しなければならない。（法第36条第３項）＜３－４（匿名加工情報の作成時の公表）参照＞

⑷　匿名加工情報を第三者提供するときは、提供する情報の項目及び提供方法について公表するとともに、提供先に当該情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。（法第36条第４項）＜３－５（匿名加工情報の第三者提供）参照＞

⑸　匿名加工情報を自ら利用するときは、元の個人情報に係る本人を識別する目的で他の情報と照合することを行ってはならない。（法第36条第５項）＜３－６（識別行為の禁止）参照＞

⑹　匿名加工情報を作成したときは、匿名加工情報の適正な取扱いを確保するため、安全管理措置、苦情の処理などの措置を自主的に講じて、その内容を公表するよう努めなければならない。（法第36条第６項）＜３－３（匿名加工情報等の安全管理措置等）参照＞

【匿名加工情報データベース等を事業の用に供している匿名加工情報取扱事業者が遵守する義務等（※）】

⑴　匿名加工情報を第三者提供するときは、提供する情報の項目及び提供方法について公表するとともに、提供先に当該情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。（法第37条）＜３－５（匿名加工情報の第三者提供）参照＞

⑵　匿名加工情報を利用するときは、元の個人情報に係る本人を識別する目的で、加工方法等の情報を取得し、又は他の情報と照合することを行ってはならない。（法第38条）＜３－６（識別行為の禁止）参照＞

⑶　匿名加工情報の適正な取扱いを確保するため、安全管理措置、苦情の処理などの措置を自主的に講じて、その内容を公表するよう努めなければならない。（法第39条）＜３－３（匿名加工情報等の安全管理措置等）参照＞

（※）匿名加工情報データベース等を事業の用に供する者は匿名加工情報取扱事業者に該当する。ただし、個人情報取扱事業者が自ら個人情報を加工して作成した匿名加工情報については、法第37条から第39条までの適用対象から除外されており、法第36条第４項から第６項までの規定が適用される。

３－２　匿名加工情報の適正な加工（法第36条第１項関係）

法第36条（第１項）

１　個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

規則第19条

法第36条第１項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

⑴　個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

⑵　個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

⑶　個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

⑷　特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

⑸　前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る（※１）。以下同じ。）を作成するとき（※２）は、特定の個人を識別できないように、かつ、その作成に用いる個人情報を復元できないようにするために、規則第19条各号に定める基準に従って、当該個人情報を加工しなければならない。なお、「個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工」するためには、加工する情報の性質に応じて、規則第19条各号に定める加工基準を満たす必要がある。

（※１）匿名加工情報の取扱いに係る義務（法第36条～第39条）は、匿名加工情報データベース等を構成する匿名加工情報に課されるものであり、いわゆる散在情報となる、匿名加工情報データベース等を構成しない匿名加工情報の取扱いに係る義務は課されていない。

（※２）「作成するとき」は、匿名加工情報として取り扱うために、当該匿名加工情報を作成するときのことを指す。したがって、例えば、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除（又は他の記述等に置き換え）した上で引き続き個人情報として取り扱う場合、あるいは統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、匿名加工情報を「作成するとき」には該当しない。